

議第66号

京都市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

京都市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 5月15日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市乳幼児医療費支給条例の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第2条第1号中「乳幼児」を「子ども」に、「6歳」を「12歳」に改め、同条第2号中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第3条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第4条第3項各号列記以外の部分中「乳幼児」を「子ども」に改め、同項第1号中「6歳」を「12歳」に改め、同項第2号中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「乳幼児」を「子ども」に改め、「特別療養費の支給（」の右に「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、入院に係るものに限る。」を加える。

第6条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第7条中「乳幼児」を「子ども」に改め、「係る医療費」の右に「(請求の日の前日から5年さかのぼった日までに当該子どもが受けた医療に係る医療費に限る。)」を加える。

第9条中「乳幼児が乳幼児」を「子どもが子ども」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年9月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都市子ども医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第7条を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第7条の規定は、施行日以後の請求に係る医療費について適用し、施行日前の請求に係る医療費については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第7条の規定により施行日前に受けた医療に係る医療費の支給を請求する場合における同条の規定の適用については、同条中「子ども」とあるのは、平成15年8月31日までに受けた医療に係る医療費にあつては「京都市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例（平成15年6月6日京都市条例第6号）による改正前の京都市乳幼児医療費支給条例第2条第1号に規定する乳幼児」と、同年9月1日から施行日の前日までに受けた医療に係る医療費にあつては「京都市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例（平成19年 月 日京都市条例第 号）による改正前の京都市乳幼児医療費支給条例第2条第1号に規定する乳幼児」とする。

(準備行為)

- 5 改正後の条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

医療費の支給の対象を拡大する等の必要があるので提案する。